

香川県物品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第7号

香川県物品調達規則の一部を改正する規則

香川県物品調達規則（昭和34年香川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 物品 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第113条第1項第1号及び第2号に規定するもの（別に定めるものを除く。）をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 各部署 <u>香川県会計規則第2条第1号に規定する課並びに同条第2号に規定する所のうち知事部局及び教育委員会のもの（小豆郡、香川郡直島町又は県外に所在するものを除く。）</u></p> <p>(物品の購入費の徴収) 第7条 総務事務集中課長は、<u>別に定めるところにより物品の購入費を当該各部署の長から徴収しなければならない。</u></p> <p>(共通物品等の調達) 第9条 <u>共通物品並びに新聞、定期的に刊行される図書及び加除式図書の追録並びに自動車及び原動機付自転車の燃料（潤滑油を含む。）の調達については、第3条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u></p> <p>第10条・第11条 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。<u>以下「会計規則」という。</u>）第113条第1項第1号及び第2号に規定するもの（別に定めるものを除く。）をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 各部署 <u>会計規則第2条第1号に規定する課及び同条第2号に規定する所のうち知事部局及び教育委員会のもの（小豆郡、香川郡直島町又は県外に所在するものを除く。）</u></p> <p>(代価の徴収) 第7条 総務事務集中課長は、物品の購入費を当該各部署の長から徴収しなければならない。</p> <p>(新聞等の調達) 第9条 <u>新聞、定期的に刊行される図書及び加除式図書の追録の調達については、第3条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u></p> <p>(自動車等の燃料の調達) <u>第10条 自動車及び原動機付自転車の燃料（潤滑油を含む。）の調達については、第3条から第8条までの規定にかかわらず、別に定める。</u></p> <p>第11条・第12条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。